

我が家を守り、地域を守る

# 城南川原自治会 防災計画



防災計画とは、災害時に自分たちのまち「地区」を自分たちで守るために、日頃からの準備、役割分担、訓練内容などについて、自分たちでつくっていく計画のことです。

# 城南川原自治会防災計画

2018年3月26日総会にて承認

## 第1章 総則

### (趣 旨)

第1条 この計画は、城南川原自治会が所在する地域における天災地変の災害災及び火災（以下、「災害等」という。）並びに防災活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 器材：発電機、チェーンソー、投光器、リヤカー、<sup>火</sup>消火器等をいう。
- (2) 資材：木材、鋼管パイプ、針金等をいう。
- (3) 保存食：アルハァ米、ビスケット、保存水をいう。
- (4) 一時集合場所：災害発生時、自治会の共助の拠点となる場所をいう。自治会館及びその周辺に設置する。  
但し、公的な指定避難場所は新和小学校となる。
- (5) 安否確認場所：災害発生時、近隣の会員の安否を確認するため一時的に集合する場所をいう。
- (6) 消火器：自治会管理の粉末消火器をいう。

### (適用範囲)

第3条 この計画は、城南川原自治会に所属する自治会員等に適用する。

### (関連規則等)

第4条 城南川原自治会における防災活動については、次の各号に掲げる規則等によるほか、この計画に定めるところによる。

- (1) 城南川原自治会会則
- (2) 城南川原自治会防災規則

## 第2章 組織及び職責等

### (防災組織)

第5条 城南川原自治会防災組織（以下「防災部」という。）は、別紙第1のとおりとし、その活動は災害等に対して損害を局限するため会員の防災意識の啓蒙と食料その他、資機材を確保及び災害発生時に会員の安全を確保することを目的とする。

（防災活動に関する統括）

第6条

（1） 防災本部長は城南川原自治会会長とし、自治会が所在する地域の<sup>防</sup>災活動及び関係機関に対する報告、届け出等対外的事務並びに災害発生時の指揮監督を実施する。

但し、防災本部長不在時は防災本部長代行が本部長の業務を代行する。防災本部長代行は城南川原自治会副会長とする。

（2） 防災副本部長は、防災意識の啓蒙活動及び資機材等の集積等、及び災害発生時に必要な事項を実施する。

（防災アドバイザー）

第7条 防災及び災害対応時に防災本部長を補佐するため、適切な知識技能等を保有する者を防災アドバイザーとして配置する。

（防災組織部長）

第8条 防災組織部長は、防災資機材の現況把握、調達計画の策定及び調達を実施する。

また、防災資機材を適切に管理し、災害発生時に有効に機能できるようにする。このため、防災組織部に以下の係を置く。

- （1） 給食係：保存食の管理及び炊き出し並びに訓練の実施。
- （2） 器材係：防災器材の現況把握及び手入れ更新等の実施。
- （3） 資材係：防災資材の現況把握及び手入れ更新等の実施。

（情報部長）

第9条 情報部長は、会員の防災意識の啓蒙のために防災訓練等必要な事項を実施する。このため情報部に以下の係を置く。

- （1） 運営係：災害に関する情報の収集、啓蒙及び関係部署との連絡調整。
- （2） 訓練係：防災訓練の実施。（自治会役員のうち副班長とする。）
- （3） 避難誘導係：自治会員の現況把握及び災害発生時の誘導。（自治会役員のうち班長・副班長とする。）

### (防災資器材等の集積等)

第10条 防災資器材等の集積基準は以下のとおり。

- (1) 資器材の集積基準は別紙第2のとおり。  
消火器の配置は別紙第3のとおり。
- (2) 保存食の集積基準は以下のとおり。
  - ア アルファ米：500食（50食×10箱）
  - イ ビスケット：800食（80食×10缶）
  - ウ 飲料水：480リットル（1.5リットルボトル×320本）
  - エ 保存食は保存期間を適切に管理し、保存期間が終了する前に訓練等に使用する。飲料水は、保存期間経過後洗浄用等に活用する。
  - オ 保存食の集積基準は原則として自治会所在世帯数の3食分を目途として算出する。

### (防災会議)

第11条 防災会議は、以下の事項を基準に適時実施する。

- (1) 防災会議は、各年度の調達及び訓練計画の策定、訓練の細部実施要領、年度の見返り及び次年度の構想策定等について実施する。
- (2) 会議構成メンバーは、防災本部長、防災本部長代行、防災副本部長、防災アドバイザー、防災組織部長、情報部長を基本とし、必要に応じて各係を招集する。
- (3) 防災会議には、自治会総務（広報担当）、自治会事務局長（会計担当）を陪席させる。

### (防災訓練)

第12条 防災訓練は、以下の事項を基準に毎年実施する。

- (1) 実施時期は、ゴミゼロ運動に合わせて実施することを基本とする。
- (2) 実施事項は、一時集合場所への移動、アルファ米の炊き出しの他、初期消火、負傷者の搬送要領等災害対策に資するものとし、細部は防災会議において決定する。  
一時集合場所の配置図は別紙第3のとおり。

## 第3章 災害発生時の行動

- ①安否確認場所（班毎に集合） → ②一時集合場所（河川広場） →  
③指定避難場所（新和小学校）

#### （防災活動の拠点）

第13条 災害発生時は、防災本部を開設する。

防災本部は、自治会館または自治会館駐車場とし、必要に応じて分室を河川広場に開設する。

#### （避難ルートの設定）

第14条

- （1） 災害発生時は、最初に安否確認場所に班毎に集合し、相互に安否を確認する。
- （2） 各班の班長・副班長は、負傷者及び避難弱者等を掌握し、周囲の健常者と協力して速やかに一時集合場所に搬送する。
- （3） 会員は、河川広場（一時集合場所）に集合し、防災本部からの情報を聴取するとともに指示を受ける。
- （4） 公共の避難場所の活動が開始された場合は、防災部の指示により指定避難場所である新和小学校に移動する。

#### （火災発見時の処置）

第15条

- （1） 火災発見者は、連呼により付近の者に知らせるとともに、気を失せず初期消火を実施する。
- （2） 出火を知った者は、直ちに以下の事項を消防署に通報する。
  - \* 出火場所（出来るだけ公共物などの目印を伝える）
  - \* 火災の状況
  - \* 通報者の氏名・住所（固定電話の番号を知らせると場所の確認となる）
- （3） 出火場所付近の者は、消防が到着するまでの間、安全を確認しながら初期消火活動を行う。

#### （地震時の処置）

第16条

- （1） 地震発生時は、机の下に避難する等各々の身の安全を図る。地震が治まった後で周囲の状況を把握し、余震等による二次災害防止を図る。  
特に、ブレーカーを「切」にするなどに配慮する。

- (2) 自宅の安全が確認できた後に近隣の状況を把握し、安全が確認できた場合は防災部と協力して救助活動を行う。
- (3) 損害が甚大な場合は、速やかに一時集合場所に集合し近隣の安否を相互に確認する。

#### (強風、水害時の処置)

#### 第17条

- (1) 台風等強風時は、事前の対策を十分に実施し、被害の極限を図る。
- (2) 強風が治まった後、自宅の安全が確認できた後に近隣の状況を把握し、安全が確認できた場合は防災部と協力して救助活動を行う。
- (3) 損害が甚大な場合は、速やかに一時集合場所に集合し、近隣の安否を相互に確認する。
- (4) 水害の場合は、状況を判断し、高所に避難する。

#### (一時集合場所の運営)

#### 第18条

- (1) 一時集合場所は、防災本部長が災害等による損害が甚大と判断した場合に開設する。
- (2) 一時集合場所は、負傷者の搬送先及び介護の拠点とするほか、食料の配分等を実施する。
- (3) 一時集合場所は、防災副本部長を所長とし防災部員をもって運営する。  
円滑な避難運営のため、対応可能な会員の積極的な参加を期する。

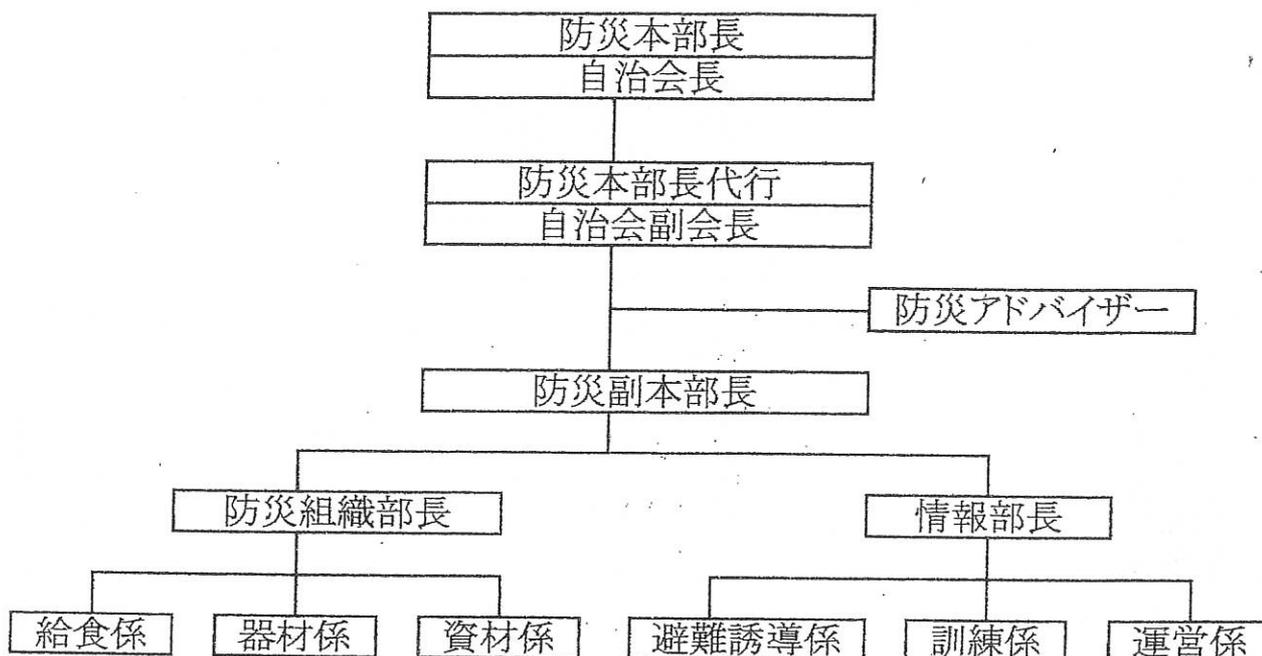
## 第4章 会員の責務

#### 第19条

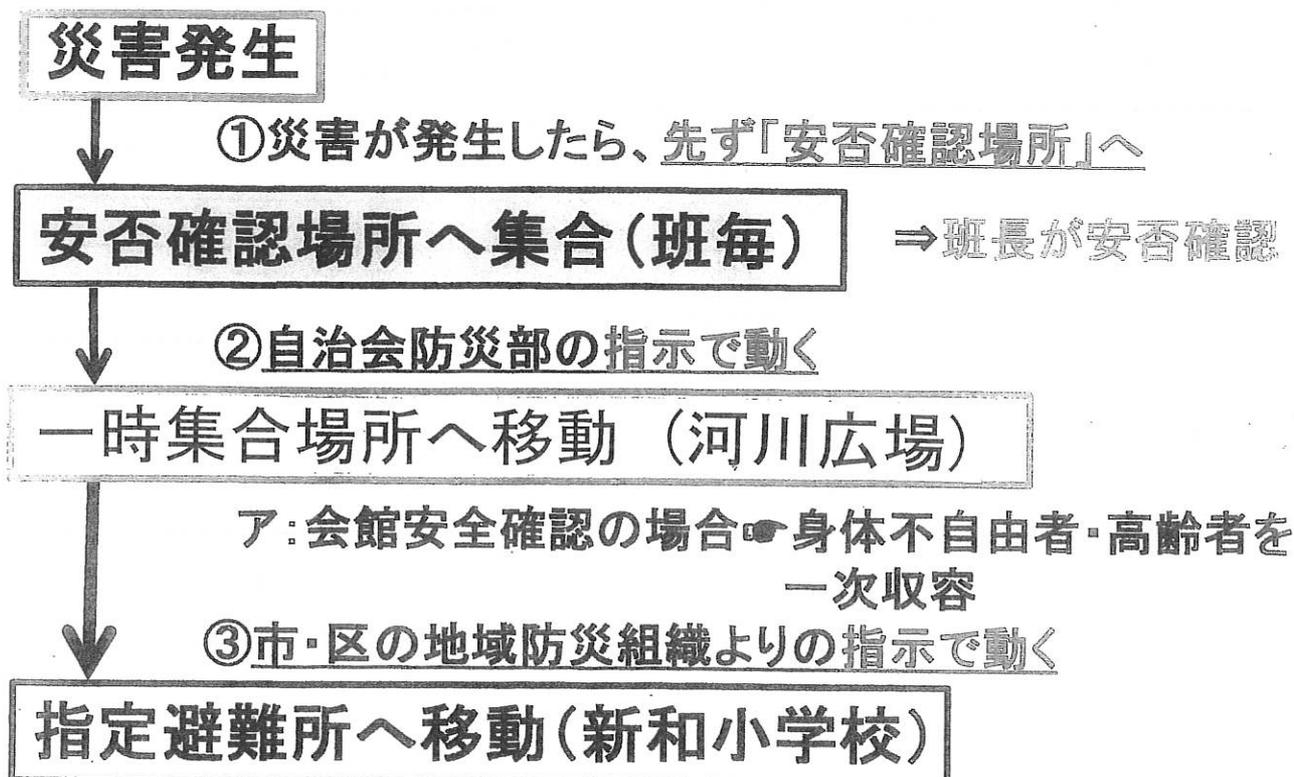
- (1) 会員は、災害発生時に備え、水、食料等を各戸において最低3日分備蓄する。
- (2) 会員は、防災意識の高揚のため、毎年実施する防災訓練に参加する。
- (3) 会員は、相互扶助を目的に隣接世帯の状況を可能な範囲で把握する。  
特に、自治会班長及び副班長は回覧板配布などの機会を通じて状況把握に努める。

(文責、溝上)

城南川原自治会防災組織図



**災害時の『避難』ルート（川原自治会防災部）**



## 防災資器材集積基準

NO.	名称(器材)	集積基準	備考
1	リヤカー(折り畳み式)	2台	
2	油圧ジャッキ	3機	
3	メガホン	2個	電池式
4	投光器	1個	ハロゲン式
5	投光器	2個	電池式
6	延長コード	2本	コンセント付きドラム
7	テント	3張り	横幕付き(防災本部、負傷者収容等)
8	簡易トイレ(消耗品を含む)	5個	簡易テント式(男性×2個、女性×3個)
9	粉末消火器	28本	配置済×27。予備×1
10	チェンソー	1台	
11	救急箱	1個	
12	無線機	6個	電池式
13	発電機	1台	20A
14			
15			
16			

NO.	名称(資材)		
1	単管パイプ式応急担架	4セット	単管パイプ×2、毛布2枚で1セット。
2	ヘルメット	8個	
3	ロープ	2本	12m/m×60M
4	シャベル	4本	複式×2本。単式×2本。
5	バール	2本	大×1本。小×1本。
6	ツルハシ	2本	
7	木製ハンマー	1本	
8	鉄製ハンマー	1本	
9	バケツ	10個	
10	防護眼鏡	2個	
11	ガソリンタンク	1個	
12			
13			
14			
15			

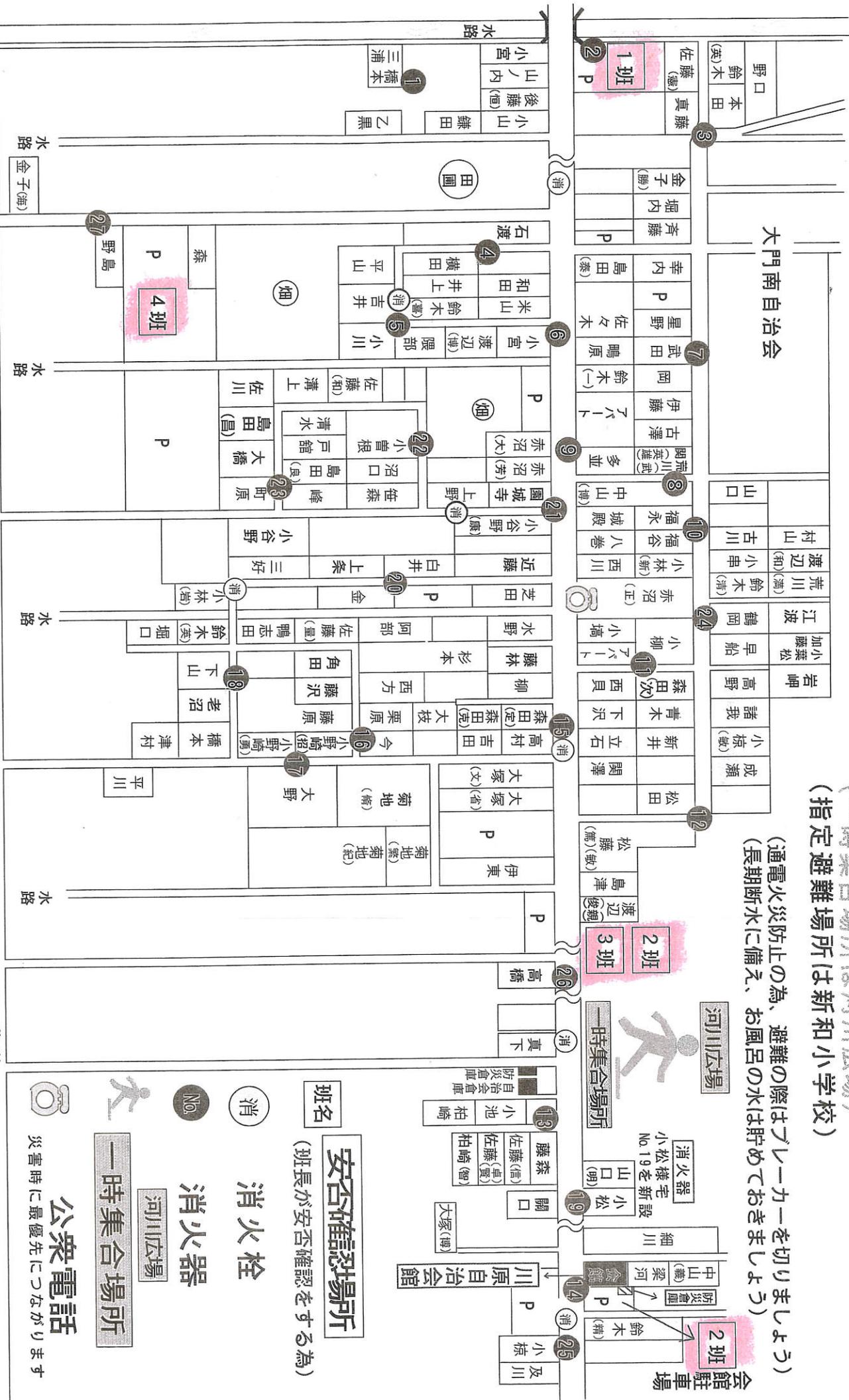
# 城南川原自治会防災図

(2018年4月1日現在)

別紙第3

(一時集合場所は河川広場)  
(指定避難場所は新和小学校)

(通電火災防止の為、避難の際はプレーカーを切りましょう)  
(長期断水に備え、お風呂の水は貯めておきましょう)



河川広場

一時集合場所



消火器  
小松様宅新設  
No.19を新設  
山口(明)  
小松

中山(義)  
梁河  
防災倉庫  
鈴木(精)

2班

会館駐車場

安否確認易所  
(班長が安否確認をする為)

班名

消 火 栓

消 火 器

河川広場

一時集合場所

公衆電話

災害時に最優先につながります

水路

農道